

令和元年 第22回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年5月9日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 405会議室
3. 出席委員(19人)
4. 欠席委員(0人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第16号 農地法第3条の許可申請について (8件)
 - 議案第17号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
 - 議案第18号 農用地利用集積計画書について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

一同、礼。只今から第22回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、農業委員総数19名中19名です。過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。本日は、この後、合同会が開催されます。長時間となりますが、よろしくお願い致します。開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さん、おはようございます。令和に入りまして、最初の農業委員会です。本日は、小雨日和で、恵みの雨となりました。また、この後合同会もあります。審議をスムーズに進めたいと思います。ご協力をお願い致します。宜しくお願いします。

○事務局長

ありがとうございました。

○議長（会長）

議事録署名人の指名についてですが、本日は、13番の〇〇委員さん、14番の〇〇委員さん、よろしく申し上げます。続きまして、審議に入ったらと思います。議案第16号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第16号、農地法第3条の許可申請について

1番2番が同一の譲受人となりますので、一括して説明させていただきます。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、3,766㎡。権利内容は、所有権移転、売買。作付作物は、米、麦、果樹。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕うん機。労働力は、常時2人、臨時2人。耕作面積は、11,070㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

続きまして、2番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、163㎡。権利内容は、所有権移転、売買。作付作物以下は、先程申し上げましたので省略させていただきます。農地法第3条第2項各項の不許可要件である1から7のいずれにも該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図4ページをご参照ください。この田は平成20年に基盤整備を行いました。4反程度の面積です。この田は1枚で、地権者が2名となっております。〇〇さんは、高齢

で後継者もおりません。〇〇さんは、京都に住んで、この2年間は、〇〇さんが耕作しておりましたが、〇〇さん、〇〇さんと〇〇さんの間で売買がまとまりました。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番、4番、5番が同じ借受人となっておりますので、一緒をお願いします。

○事務局

3番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、893㎡。権利内容は、賃借権設定、3年。作付作物は、ユーカーリ、玉ねぎ、ニンニク、じゃがいも。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機を借用いたします。労働力は、常時1人、臨時2人。耕作面積はありません。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

4番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1,338㎡。〇〇、田、1,729㎡。合計2筆、計3,067㎡。権利内容は、賃借権設定・5年。作付作物からは、先程と同じなので省略させていただきます。

続きまして、5番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、2,096㎡。権利内容は、賃借権設定・5年。

なお、〇〇さんは、東温市では、新規就農者となりますので、4月12日、13時30分から、〇〇委員さんに同席頂きまして、面接を実施しています。その内容が別紙1になりますので、1ページをご覧ください。この資料に基づき、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書で、面接に際して、農地法第3条第2項の該当の有無について確認しております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果としまして、約4年間、農業法人において農業に従事し、作物の栽培技術の向上に努めてきている。農機具については父親の所有するトラクター、耕うん機を使用する。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、該当ありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止については、専業農家で行います。常時1人及び臨時2人で行います。第5号、下限面積制限については、田、6,056㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止については、該当しません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の業務上の効率化かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止（地域との調和要件）については、農協の指導員に栽培技術を学ぶほか、農業指導センターの研修に積極的に参加し、知識習得に努める。また、水路の掃除、除草等を行い、農地

の耕作、管理をしていく。以上のことから農地法第3条第2項許可要件の1から7の各号いずれにも該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

私の地域ですので説明させていただきます。〇〇くんは、この地域横灘の出身です。以前に〇〇くんの弟さんが新規就農者となり、ユーカーリを中心に栽培をされております。本人も研修を受けておりました、5番の土地は、〇〇推進委員さんの土地でもあります。担い手としてやって欲しく、本人も意欲がありますので問題はないかと思っております。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（会長）

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは若い方で期待される方ですが、松山に住まわれて、こちらへ通われての農作業でしょうか。

○議長（会長）

将来は帰ってきたいという様子でした。

○委員 〇〇委員

賃貸で3年と5年になっておりますが、ユーカーリは植栽して収穫まで10年かかる作付作物ですので矛盾してくるかと思っております。

○議長（会長）

花木で年数がかかってきますので、更新していかなければいけないと思っております。〇〇さんも農業が出来ない状態なので、おそらく更新になると思っております。

他にありませんか

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番、申し上げます。

○事務局

6番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、89㎡、〇〇、田、67㎡、〇〇、田、14㎡、〇〇、田、389㎡、〇〇、田、34㎡、〇〇、田、27㎡、〇〇、田、560㎡、〇〇、田、1,428㎡、〇〇、畑、466㎡、計9筆、合計3,074㎡。権利内容は、所有権移転、贈与。作付作物は、米、野

菜。主な農機具の保有状況は、耕うん機、トラクター、田植機、コンバイン。労働力は、常時2人。耕作面積は、30,507㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図7ページをご覧ください。〇〇さんは昔から農業をしていない人です。親の財産を分けてもらい、兄さんが耕作していました。兄さんが亡くなり、何年か前から、農業を辞めたいのでどこかに売って欲しい、と相談を受けていました。現場を見に行ったら、田は8枚、猪の跡があり、水も取れず、買い手がいないので、管理だけはして欲しいと伝えると、それも難しいということでした。そこで〇〇さんを紹介したら、直接話をされたようです。〇〇さんには、草は刈って下さいと伝えています。審議をお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは、3町近く耕作されている方ですか。

○委員 〇〇委員

この方は横灘に住んでおられまして、私どもの近くまで、かなり広く耕作されている方です。トラクターが入れる所でもないですが、何とか作ってみますとの事です。

○議長（会長）

昔から放棄地になっておりますが、〇〇委員さんから指導していただきたいと思えます。ほかにありませんか

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番、お願いします。

○事務局

7番 貸付人 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、1,517㎡、〇〇、田、1,602㎡、〇〇、田、485㎡、〇〇、田、310㎡、〇〇、田、106㎡、計5筆、合計4,020㎡。権利内容は、使用貸借権設定・5年。作付作物は、米、野菜、シキミ。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、防除機。労働力は、常時1人、臨時1人。耕作面積はありません。周辺農業

経営への影響は、特に支障なし。〇〇さんも東温市では新規就農者という事で、4月24日、9時30分から、〇〇委員さん、〇〇委員さんに同席頂きまして、面接を実施しております。別紙1の5ページをご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書ということで、面接に際しまして、農地法第3条第2項の各号の有無について確認をしております。まず第1号、確認結果としまして、野菜作りの経験が10年あり、農業指導員や経験者から指導を受けながら技能の習得、向上を目指す。農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、防除機を所有している。第2号ですが、該当しません。第3号ですが、これも該当しません。第4号ですが、専業農家で行いますということで、常時1人で本人、臨時1人、妻です。第5号、下限面積制限については、田、2,503㎡、畑、1,517㎡、合計4,020㎡を取得見込であるので、要件を満たしております。第6号ですが、これは該当しません。第7号ですが、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加する、とのことから農地法第3条第2項許可要件の1から7のいずれにも該当しない為、許可要件は全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、〇〇委員さん、〇〇委員さん、両委員にまたがっております。まず、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは兄弟であります。農機具については、忙しい時などは松山から時間がかかるため、〇〇さんのものを借りることもできます。

〇〇さんには息子さんが居られますが、5年後ぐらいに一緒に住もうかという話があり、それまで5年間は〇〇さんをお願いするという事です。

○委員 〇〇委員

〇〇委員さんが説明されたとおりです。手入れもきれいにされており、問題は無いかと思います。よろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして何か、質問、意見ありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番、お願いします。

○事務局

8番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1,878㎡、甲1284番1、畑、690㎡、甲1326番1、田、994㎡、〇〇、田、1,163㎡、〇〇、田、821㎡、計5筆、合計5,546㎡。権利内容は、使用貸

借権設定・5年。作付作物は、米、季節野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、農作業用自動車、草刈機、動噴機、コンバイン、田植機を借用いたします。労働力は、常時2人。耕作面積は、ありません。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。〇〇さんも東温市では新規就農者という事で、別紙1の3ページをご覧ください。4月22日、10時00分から、〇〇委員さんに同席頂きまして、面接を行いました。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、面接に際しまして、農地法第3条第2項の各号の有無について確認をしております。まず第1号ですが、確認結果としまして、両親が農業を営んでおり、以前から農作業の手伝いを行っていた。両親の指導、妻の協力の下で農業に従事する。トラクター、コンバイン、田植機等、耕作に必要な大型機械は父から借り受ける。第2号は該当いたしません。第3号ですが、これも該当いたしません。第4号ですが、年間従事日数150日、常時2人で150日以上は従事するという事で、認めることとなります。第5号ですが、田、4,856㎡、畑、690㎡、合計5,546㎡取得見込の為、要件を満たしております。第6号ですがこれも該当いたしません。第7号については、地元関係者や近隣耕作者と協議、相談しながら、水路の掃除、除草等を行い、農地の耕作、管理をしていく、ということです。以上のことから農地法第3条第2項許可要件の1から7のいずれにも該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

新規就農者という事で面接を行いました。〇〇さんと〇〇さんは親子であります。いずれ息子さんに耕作して欲しいとの事でした。場所は、10ページ、11ページをご覧ください。集落の周辺と山手の所です。草刈り等の説明をしましたが、頑張っていきたいとの事でした。審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（

○委員 〇〇委員

〇〇さんは勤められていますか。

○委員 〇〇委員

家は下林ですが、松山に勤めています。

○委員 〇〇委員

現在は稲を作っているのですか。

○委員 〇〇委員

そうです。ただ、山手の方は管理だけです。

○委員 ○○委員

お父さんは他に作られていますか。

○委員 ○○委員

下林で耕作されているようです。

○議長（会長）

この件につきまして他に、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第17号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、9番お願いします。

○事務局

議案第17号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてですが、用途区分変更で、農地から農業施設用地への転用許可が不要な案件です。

9番 所有者 ○○ ○○さん。申出者 ○○ ○○さん。土地は、○○の一部、田、140㎡のうち50㎡を用途区分変更いたします。都市計画区域、市街化調整区域。農地区分、第1種農地。おおむね10ha以上の規模の一団の農地であるという理由から第1種農地と判断されます。農用地区域、農用地区域内。転用目的、農業用施設用地で農業用資材置き場として使用いたします。開発許可不要、転用許可不要。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

○○さんは、認定農業者で、地域の担い手農業者です。大型機械を導入していて、農業用倉庫が手狭になってきているとのこと。地図12ページをご覧ください。道路を挟んで、○○さんの土地を農業用倉庫として利用したい、という案件です。周辺農業には、影響が無いと思います。審議よろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案18号農地利用集積計画書について
お願いします。

○事務局

議案18号農地利用集積計画書について

お手元にお配りしております、農用地利用集積計画書をご覧ください。平成31年度第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要について説明します。今回は、6月1日開始分です。申出件数、124件、面積、344,754㎡、その内、期間借地、18件、面積63,147㎡。貸し手116名、借り手81名、期間、1年から10年、中でも、5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外7種となっております。米10aあたりの賃借料で、無料で作っておられる方もいらっしゃいますが、今回、現金最高値10,094円。最低値4,000円。現物で、最高値90kg。最低値19kg。地目別では、田338,772㎡。畑5,982㎡。次のページから期間別、地目別の面積等が記載されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。昨年の平成30年6月1日開始、第2号と比べ申出件数は、96件減っており、面積も258,801㎡減っております。期間借地の申出数は45件減っており、面積は204,120㎡減っております。賃借料は、現金の最高値は12,847円減少。最安値は同額となっております。現物の最高値は13kg増加、最低値4kg減少となっております。以上です。

以上で、本日の議案は、全て終了しました。